

米国ステイ規制 (最終 FRB 規則を引用)	2018 年版 ISDA プロトコル
<p><b>規制順守の範囲</b></p> <p>米国ステイ規制の順守をグループ単位で行うことが認められる。</p>	<p><b>規制順守の範囲</b></p> <p>2018 年版 ISDA プロトコルの順守は、米国ステイ規制に基づく規制対象組織である批准当事者について一律に行なわれる。</p> <p>対象 QFC に 2018 年版 ISDA プロトコルの条項を参照方式で組み入れることは、それまでに 2018 年版 ISDA プロトコルを批准した組織についてのみ、規則順守の手段として認められる。</p>
<p>252. 84(d) (1)</p> <p>対象 QFC の直接当事者が財産保全管理、倒産、清算、破綻処理または類似の<b>手続の対象になる</b>ことを事由とするデフォルト権を、対象 QFC および対象 QFC を補完する対象関係会社信用補完<sup>1</sup>において定めることができる (注: 「類似の手続」は米国の手続に限定されない)。</p>	<p>2018 年版 ISDA プロトコル・セクション 2(b): (信用補完提供者ではない) 関係会社が米国倒産手続の対象となる場合</p> <p>対象 QFC の直接当事者の関係会社が米国の倒産手続<sup>2</sup>の対象となり、当該関係会社が当該対象 QFC に関する信用補完提供者ではない場合には、直接当事者のカウンターパーティー (すなわち、批准当事者またはセクション 2 ステイ当事者) は、対象 QFC またはそれに関連する信用補完に関して、<u>履行デフォルト権</u>または<u>非関連デフォルト権のみ</u>を行使することができる。</p>
<p>252. 84(d) (2)</p> <p>対象 QFC の直接当事者が、(1) 対象 QFC または (2) 対象 QFC についてデフォルト権を生じさせる同一当事者間の別の契約において、<b>支払または引渡の義務を履行しない</b>ことを事由とするデフォルト権を、対象 QFC および対象 QFC を補完する対象関係会社信用補完において定めることができる。</p>	<p><u>履行デフォルト権</u>は、以下の結果生じるデフォルト権を意味する。</p> <p>(1) 直接当事者が財産保全管理、倒産、清算、破綻処理または類似の手続の対象になること</p> <p>(2) 直接当事者が対象 QFC (対象 QFC の一部を構成するクレジット・サポート・アネックスに基づく場合を含む)、信用補完または当該当事者</p>

<sup>1</sup> 債権者保護措置は、対象組織、対象 FSI、または対象銀行が債務者ではない場合には、関係会社信用補完に適用されない。また、対象 QFC の直接当事者の関係会社が当該対象 QFC に関する信用補完の提供者ではない場合には、適用されない。

<sup>2</sup> 米国の倒産手続とは、チャプター7手続、チャプター11手続、FDIA手続およびSIPA手続を意味する。

<p>252. 84 (d) (3)</p> <p>対象関係会社補完提供者または譲受人が、当該対象 QFC を補完する対象関係会社信用補完において、<b>支払または引渡の義務を履行しない</b>ことを事由とするデフォルト権を、対象 QFC および対象 QFC を補完する対象関係会社信用補完において定めることができる。</p>	<p>間の関連する契約<sup>3</sup>に基づくセクション 2 ステイ当事者に対する支払または引渡の義務を履行しないこと、<u>または</u>、</p> <p>(3) 対象 QFC に基づく信用補完提供者またはその承継者が、当該対象 QFC の信用補完に基づくセクション 2 ステイ当事者に対する支払または引渡の義務を履行しないこと。</p>
<p>252. 84 (f) (1)</p> <p>対象関係会社信用補完に基づく義務を負う対象関係会社信用補完提供者が、<b>CHAPTER 11 手続以外の財産保全管理、倒産、清算、破綻処理または類似の手続の対象になる</b>場合、ステイ期間の終了後、対象関係会社信用補完提供者が財産保全管理、倒産、清算、破綻処理または類似の手続の対象になることに（直接または間接に）関連するデフォルト権の行使を、対象 QFC および対象 QFC を補完する対象関係会社信用補完において認めることができる（注：「類似の手続」は米国の手続に限定されない）。</p>	<p>非関連デフォルト権には、以下が含まれる。</p> <p>(1) 直接当事者の関係会社が米国の倒産手続の対象になることのみを理由とせず、かつ、以下と直接または間接に<u>関連しない</u>ことを説得力のある明確な証拠によって示しうるデフォルト権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接当事者の関係会社が米国の倒産手続の対象になること</li> <li>・ 譲渡申立てに規定される譲受人への譲渡、または</li> <li>・ DIP 申立て</li> </ul> <p>および</p> <p>(2) 直接当事者の米国親会社が米国の倒産手続の当事者ではない場合、当該直接当事者の関係会社が米国の倒産手続以外の倒産または破綻処理の手続の対象になることのみを理由とするデフォルト権</p>
<p>252. 84 (f) (2)</p> <p>対象関係会社信用補完の譲受人が、<b>財産保全管理、倒産、清算、破綻処理または類似の手続の対象になる</b>場合、ステイ期間の終了後、対象関係会社信用補完提供者が財産保全管理、倒産、清算、破綻処理または類似の手続の対象になることに（直接または間接に）関連するデフォルト権の行使を、対象 QFC および対象 QFC を補完する対象関係会社信用補完において認めることができる（注：「類似の手続」は米国の手続に限定されない）。</p>	<p>2018 年版 ISDA プロトコル・セクション 2(c):信用補完提供者が CHAPTER 11 手続の対象となる場合</p> <p>対象 QFC の直接当事者の関係会社が米国の倒産手続の対象となり、当該関係会社が対象 QFC に関する信用補完提供者であり、かつ CHAPTER 11 手続の対象である場合、直接当事者のカウンターパーティー（すなわち、批准当事者またはセクション 2 ステイ当事者）は、対象 QFC または</p>

<sup>3</sup> 関連する契約とは、直接当事者およびセクション 2 ステイ当事者に関して、デフォルト、デフォルト事由または類似の事由の発生によって当該当事者間の対象 QFC においてデフォルト権を生じた契約をいう（例えば、ISDA マスター契約において「指定取引」または「指定負債」として特定された契約を含む）。

252. 84 (f) (3)

以下の対象関係会社信用補完に関して、対象関係会社信用補完提供者が財産保全管理、倒産、清算、破綻処理または類似の手續の適用直前に自らが負担していたものと同一のまたは実質的に同様の範囲において、引き続き義務を負わない場合、または譲受人が義務を負わない場合、ステイ期間の終了後、対象関係会社信用補完提供者が財産保全管理、倒産、清算、破綻処理または類似の手續の対象となることに（直接または間接に）関連するデフォルト権の行使を、対象 QFC および対象 QFC を補完する対象関係会社信用補完において認めることができる。

(1) 対象関係会社信用補完

(2) 対象関係会社信用補完提供者が、直接当事者と補完を受ける当事者との間のその他の対象直接 QFC の補完として提供する、その他のすべての対象関係会社信用補完

(3) 対象関係会社信用補完提供者が、直接当事者と補完を受ける当事者の関係会社との間のその他の対象直接 QFC の補完として提供する、すべての対象関係会社信用補完（注：「類似の手續」は米国の手續に限定されない）。

252. 84 (f) (4)

対象関係会社信用補完を譲受人に譲渡する場合において、以下に定めるときは、ステイ期間の終了後、対象関係会社信用補完提供者が財産保全管理、倒産、清算、破綻処理または類似の手續の対象となることに（直接または間接に）関連するデフォルト権の行使を、対象 QFC および対象 QFC を補完する対象関係会社信用補完において認めることができる。

それに関連する信用補完に関する履行デフォルト権または非関連デフォルト権のみを行使することができる。

デフォルト権の行使に関する上記の制限は、ステイ期間を通して適用される。当該関係会社がステイ期間の終了前に「譲渡申立て」または「DIP 申立て」を申請し、特定の「譲渡条件」または「DIP 条件」が満たされる限りにおいてのみ、これらの制限はステイ期間が終了した後も適用される。

譲渡条件 チャプター11 手續の対象である関係会社が、実質的に全部の資産（子会社を含む）を譲渡するとともに、業務を継続する別の組織に特定の負債（ただし資本性負債を除く。）のみを譲渡する形で清算される場合、以下の条件が適用される。

- 譲受人が、特別に設立された「承継会社」（プロトコルに定められるものをいう。）であるか、契約において信用補完提供者に適用される信用格付要件またはその他の財務要件の充足を求められる資本関係のない第三者であること。
- ステイ期間を通して、譲受人は各債権者に対する重要な支払および引渡の義務を履行し続け、かつ、倒産または破綻処理の手續の対象ではないこと。
- ステイ期間の終了に伴い、
  - チャプター11 手續の対象である関係会社の全部または実質的に全部の資産（管理の費用または支出のために留保された資産を除く。）を実務上可能な限り速やかに譲受人に譲渡する旨の裁判所命令が下されていること。

(1) 関係会社信用補完提供者が直接または間接に有する直接当事者の所有権の全部が譲受人に対して譲渡されない場合、または、  
(2) 対象関係会社信用補完提供者の全部もしくは実質的に全部の資産または当該資産の純清算金（財産保全管理、倒産、清算、破綻処理、または類似の手続の管理費用の支払のために留保された資産を除く。）が譲受人に対して適時に譲渡または売却されるという、合理的な保証が得られていない場合（注：「類似の手続」は米国の手続に限定されない）。

- チャプター11 手続の対象である関係会社が対象 QFC の直接当事者に対して直接または間接に有する所有権の全部が、ステイ期間の終了までに譲受人に譲渡されること。
- セクション 2 ステイ当事者と直接当事者との間およびセクション 2 ステイ当事者の関係会社と直接当事者との間の対象 QFC に関してチャプター11 手続の対象である関係会社が提供したすべての信用補完が、譲受人に譲渡されること。
- ステイ期間以降、
  - セクション 2 ステイ当事者の直接当事者が、主たる規制当局において業務継続の登録および認可を維持していること。
  - 譲受人が（承継会社以外の）第三者である場合に限って、第三者である譲受人は、関連する対象 QFC で定められるチャプター11 手続の当事者に適用される財務誓約を充足し続けること。
  - 譲渡された信用補完が担保付である場合、譲受人は担保権の差押、執行可能性、対抗要件および優先順位に関するすべての規定に従い続けること。

DIP 条件 チャプター11 手続の対象である関係会社が、資本性負債を再編しつつ、「占有債務者」として業務を継続することによって清算される場合、以下の条件が適用される。

- チャプター11 手続の対象である関係会社が、米国における最上位の親会社（米国親会社）であること。
- ステイ期間の終了までに、以下に関して、米国親会社がチャプター 11 手続の当事者になる直前と同じ範囲で債務を負い続ける旨の裁判所命令が下されていること。

(日本語参考訳)  
債権者保護措置の比較

- 直接当事者（その子会社）とセクション 2 ステイ当事者との間の対象 QFC の補完として提供するすべての信用補完
- 直接当事者と当該セクション 2 ステイ当事者の各関係会社との間の対象 QFC の補完として提供するすべての信用補完（すなわち、カウンターパーティー・グループにおける関係会社間の「チェリーピッキング」なし。）
- ステイ期間の終了までに、上記の各信用補完に関して、該当するセクション 2 ステイ当事者の利益のための以下の内容の「債権者保護命令」が裁判所から下されていること。
  - 信用補完に基づく請求に管理費としての優先的地位が付与される。
  - セクション 2 ステイ当事者は、(i) 直接当事者が対象 QFC に基づく重要な義務の履行を怠った場合、または (ii) 米国親会社が該当する信用補完に基づく重要な義務の履行を怠った場合には、裁判所に承認を求めず対象 QFC を直ちに解約できる。
  - セクション 2 ステイ当事者は、(i) 直接当事者が自らと別のステイ適用カウンターパーティーとの間の対象 QFC に基づくクローズアウト金額の支払または引渡を怠った場合、または (ii) 米国親会社が当該対象 QFC に関する信用補完に基づく義務を履行すべき時に怠った場合には、裁判所に承認を求めず対象 QFC を直ちに解約できる。
- ステイ期間以降、セクション 2 ステイ当事者の直接当事者が、主たる規制当局において業務継続の登録および認可を維持していること。

	<p>2018 年版 ISDA プロトコル・セクション 2(d): 米国親会社信用補完提供者の他のセクション 2 ステイ当事者に対する不払に基づくデフォルト権の行使</p> <p>チャプター11 手続の対象であって DIP 申立てを申請した米国親会社に関して、譲渡条件または DIP 条件に基づきセクション 2 ステイ当事者のデフォルト権を行使する権利が制限された場合でも、以下の場合には、セクション 2 ステイ当事者は当該デフォルト権を行使することができる。</p> <p>(1) 直接当事者が自らと他のセクション 2 ステイ当事者との間の対象 QFC の条件に従ったクローズアウト金額の支払または引渡を履行すべき時に怠った場合。</p> <p>(2) チャプター11 手続の対象である米国親会社が、対象 QFC を補完する信用補完の条件に従った義務の履行を履行すべき時に怠った場合。</p>
<p>252. 84(h) (1)</p> <p>合衆国法典第 12 編 1821(e) (9) 及び(e) (10)並びにこれらに基づき定められた規制に基づき<b>対象関係会社信用補完が譲渡されない場合には、FDIA ステイ期間の終了後に、対象関係会社信用補完提供者が FDIA 手続の対象になることに</b> (直接または間接に) 関連するデフォルト権の行使を、対象 QFC および対象関係会社信用補完において認めることができる。</p>	<p>2018 年版 ISDA プロトコル・セクション 2(e): FDIA 手続における信用補完提供者</p> <p>直接当事者の信用補完の提供者である関係会社が FDIA 手続の対象になった場合、セクション 2 ステイ当事者は履行デフォルト権または非関連デフォルト権のみを行使する権利を有するものとする。</p>
<p>252. 84(h) (2)</p> <p>対象関係会社信用補完の下で補完対象者が対象 QFC に基づく義務の履行を留保することを認める目的においてのみデフォルト権が行使可能な場合には、FDIA ステイ期間の間に、対象関係会社信用補完提供者が FDIA 手続の対象になることに (直接または間接に) 関連するデフォルト権の行使を、(対象 QFC が対象関係会社信用補完提供者との間で締結され、対象関係会社信用補完と同様に扱われていた</p>	<p>デフォルト権の行使に関する上記の制限は、FDIA ステイ期間 (関係会社に FDIA の下で財産保管理が適用された日の翌営業日の東部時間午後 5 時まで続く) を通して適用される。上記の制限は、信用補完提供者とセクション 2 ステイ当事者との間の (または当該対象 QFC に関して信用補完提供者によって提供された) 信用補完 (当該信用補完に基づく権利お</p>

(日本語参考訳)  
債権者保護措置の比較

<p>場合に補完対象者に認められていたであろう範囲で)、対象 QFC および対象関係会社信用補完において認めることができる。</p>	<p>よび義務ならびに物上担保を含む。) が FDIA QFC 譲渡条項に従い FDIC によって譲渡された場合に限り、ステイ期間の終了後も適用される。</p> <p>さらに、当該 FDIA 手続の間、セクション 2 ステイ当事者は、対象 QFC に基づく義務の履行を (対象 QFC が信用補完の提供者との間で締結された QFC で、信用補完と同様に扱われていた場合に認められていたであろう範囲で) 留保する契約上の<u>あらゆる</u>権利を行使することができる。</p>
<p><b>証明責任</b></p> <p>対象 QFC に関するデフォルト権を行使しようとする当事者は、説得力のある明確な証拠によって、または同程度であるかより厳格な証明責任の基準に基づいて、当該デフォルト権を行使する権利が諸規則に基づき認められていることを証明しなければならない。</p>	<p><b>証明責任</b></p> <p>セクション 2 ステイ当事者は、デフォルト権が行使可能であることを証明する責任を負う。「履行デフォルト権」ではなく「非関連デフォルト権」に関して、セクション 2 ステイ当事者は、デフォルト権が、直接当事者の関係会社が米国の手続の当事者になること、譲渡申立てに基づく譲渡、または DIP 申立てと直接的または間接的に関連しないことを、説得力のある明確な証拠によって示さなければならない。</p>

This Japanese translation is for reference only. Although every effort has been made to ensure the accuracy of this translation, due to the differences in grammar and legal terminologies, the possibility that terms or words used in the Japanese translation may have different meanings or connotations from the English original cannot be ruled out. Therefore, this Japanese translation should not be relied upon by any person in making any decision or taking any action. If there exists any difference between the Japanese version and the English version, the English version should govern.

本日本語訳は参考訳であり、英語を原本といたします。本参考訳ではできる限り正確な翻訳を行っておりますが、英語と日本語の間には文法や法的・言語的な概念の違いがあり、それぞれの言語においても 1 つの語に対して複数の解釈が可能です。したがって、本参考訳の正確性及び信頼性は保証されるものではありません。原文と本参考訳の間に齟齬がある場合には、原文の内容が優先します。